

# 5 運営法人（実施主体）変更時の手続

## （1）法人の合併や事業承継等による運営法人の変更

既存事業所を運営している法人（運営法人）が**変更になる場合**は、**既存の指定を一度廃止し、新たな運営法人として新規指定**を受ける必要があります。

※「法人が変更になる場合」とは、**法人番号が変更になる**場合です。  
（合併や事業承継、事業譲渡、法人種別の変更など）

※元運営法人が廃止になる場合は、廃止日までに新たな運営法人にて新規指定されている必要があります。（指定日<廃止日）

- 新規指定日は、原則、各月1日とします。
- 新規指定希望日の**3月前の末日**（末日が休日の場合は前開庁日）までに、**原則、郵送又はオンライン申請により申請書類一式を提出**してください。

**適切に手続がされない場合、給付費の支給ができなくなる場合があります。**

●新規指定の際の様式は、市HPに掲載していますので、ご参照ください。

<https://www.city.sasebo.lg.jp/hokenhukusi/sidouk/syogaihukushiservice.html>（者）

<https://www.city.sasebo.lg.jp/hokenhukusi/sidouk/syogaijitusyoshien.html>（児）

# 5 運営法人（実施主体）変更時の手続

## （２）法人の名称や法人事務所所在地の変更

既存事業所を運営している法人（運営法人）の名称や法人事務所の所在地が変更になる場合などは、運営法人は変わらないので、変更届による届け出が必要です。

※「運営法人が変わらない」とは、法人番号が変わらない場合です。

※運営法人が変更になる場合（法人番号が変更になる場合）は、前スライドに示している廃止・新規指定手続になりますので、ご注意ください。

- 変更届は、変更日から10日以内に提出する必要があります。
- 変更から10日以内に登記簿を提出できない場合は、代わりに理事会等にて意思決定を行ったことが分かる議事録を提出いただき、登記完了後に登記簿を提出してください。

- 変更届の際の様式や必要書類は市HPに掲載していますので、ご参照ください。

<https://www.city.sasebo.lg.jp/hokenhukusi/sidouk/syogaihukushiservice.html>（者）

<https://www.city.sasebo.lg.jp/hokenhukusi/sidouk/syogaijitusyoshien.html>（児）

ホーム > 事業者の方へ > 障がい福祉 > 障害福祉サービス事業者の指定・変更・加算の届出等 >

「障害福祉サービス事業者等の指定・変更・加算等の届出について」または「障害児通所支援等の指定申請・加算届・変更届等について